

社会福祉法人山田町社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

平成29年 3月24日制定

平成29年11月30日第1次一部改正

平成30年 3月22日第2次一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人山田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、各種委員会委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事、監事の報酬総額は、年間550万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- (3) 会長、副会長の報酬は、別表1に定めるところによる。
- (4) 非常勤役員等が理事会及び委員会等に出席したとき又は、監事が監査に出席したときは、別表1の報酬を支給する。
- (5) 非常勤役員等が理事会、監査、各種委員会等に出席したときは、費用弁償として別表2の旅費を支給する。

(常務理事の報酬等の算定方法)

第4条 常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 通勤手当及び期末手当を支給することができる。支給方法は、職員給与規程の例による。
ただし、期末手当については、経営状況を勘案の上、職員給与規程別表第7の率を上限とし、会長が定める。

2 常務理事が職務のため出張したときは、職員旅費規程に準じて、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常務理事に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合には、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の

支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 第4条は、平成29年 5月 1日から適用する。
- 3 社会福祉法人山田町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程（平成23年8月4日制定）は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- 4 この規程は、平成29年 4月 1日に遡及して施行する。
- 5 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条（1）及び（2）関係）非常勤役員等の報酬

区分	報酬の額		支給の時期
	年額	日額	
会長	360,000円		9月 180,000円 3月 180,000円
副会長	120,000円		9月 60,000円 3月 60,000円
会長、副会長、常務理事を除く役員（理事、監事） 各種委員会委員		5,000円	会議等の都度

別表2（第3条（3）関係）非常勤役員等の費用弁償

区分	金額
出席1回につき	交通費については、費用弁償として鉄道運賃または、路線バスの運賃分を支給する

別表3（第4条関係）常務理事の報酬等

報酬月額 225,000円